寒川町監査委員告示第2号

寒川町監査委員職務執行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和2年3月5日

寒川町監査委員 竹 井 龍一郎 同 天 利 薫

寒川町監査委員職務執行規程の一部を改正する告示

寒川町監査委員職務執行規程(昭和53年寒川町監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を削る。

第7条の見出し中「実施基準」の次に「等」を加え、同条中「基準」の次に「等」 を加え、同条を第6条とする。

第4条第4号及び第5号を削り、同条第6号中「の提出」を「、勧告等の決定」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「健全化判断比率(」、「をいう。)」、「資金不足比率(」及び「をいう。以下「健全化判断比率等」と総称する。)」を削り、同号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査(監査等を除く。)の 実施に関すること。

第4条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として 次の1号を加える。

(1) 監査等の実施に関する基準の制定及び改廃に関すること。

第4条第8号を削り、同条を第5条とする。

第3条第2項中「つど」を「都度」に改め、同条を第4条とし、第2条を第3条とし、 第1条の次に次の1条を加える。

(守秘義務)

第2条 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた 後も同様とする。

第8条及び第9条を削る。

第10条第1項中「遅滞なく」を削り、同条を第7条とする。

第11条を第8条とし、第12条を第9条とする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

現 行	改正案
(追加)	(守秘義務)
	第2条 監査委員は、職務上知り得た秘密
	を漏らしてはならない。その職を退いた
	後も同様とする。
(代表監査委員の事務)	(代表監査委員の事務)
<u>第2条</u> (略)	第3条 (略)
(委員の協議)	(委員の協議)
<u>第3条</u> (略)	第4条 (略)
2 協議会は必要の <u>つど</u> 開催し、その通知	2 協議会は必要の <u>都度</u> 開催し、その通知
は代表監査委員が行う。	は代表監査委員が行う。
(協議事項)	(協議事項)
第4条 次に掲げる事項を定めるに際し	第5条 次に掲げる事項を定めるに際し
ては、あらかじめ前条の規定による協議	ては、あらかじめ前条の規定による協議
を経なければならない。	を経なければならない。
(追加)	(1) 監査等の実施に関する基準の制定
	及び改廃に関すること。_
<u>(1)</u> (略)	(2) (略)
<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
(4) 監査の請求又は要求に基づく監査	(削る)
の実施に関すること。_	
(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)	(削る)
第125条の請願に対する措置に関する	
<u> </u>	
(6) 監査等の結果の公表及び報告並び	(5) 監査等の結果の公表及び報告並び
に意見 <u>の提出</u> に関すること。	に意見 <u>、勧告等の決定</u> に関すること。
(7) 健全化判断比率(地方公共団体の	(6) 地方公共団体の
財政の健全化に関する法律(平成19年	財政の健全化に関する法律(平成19年
法律第94号)第3条第1項に規定する健	法律第94号)第3条第1項に規定する健
全化判断比率 をいう。)及び資金不足	全化判断比率及び
比率(同法第22条第2項に規定する資	同法第22条第2項に規定する資
金不足比率をいう。以下「健全化判断」	金不足比率
比率等」と総称する。)に係る審査の意	に係る審査
見の決定に関すること。	の意見の決定に関すること。
(追加)	(7) 法令の規定により監査委員が行う
	こととされている監査(監査等を除
	│ ~~)の宝協に思すること

(8) (略)

(監査等の実施)

- 第5条 監査等は、その区分に応じ、それ ぞれ次に掲げる事項の定めるところに より行う。
 - (1) 定期監査及び随時監査は、それぞれ 定期又は随時に財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について行う。
 - (2) 例月出納検査は、毎月、現金の出 納及び保管の状況について行う。
 - (3) 決算審査は、予算の執行状況、収 入支出事務、財産の取得管理処分等に ついて行う。
 - (4) 基金運用状況の審査は、基金の額 及び基金に属する財産についての異 動状況及び現在高について行う。
 - (5) 健全化判断比率等に係る審査は、 その算定の基礎となる事項を確認し て行う。
 - (6) 財政的援助団体等の監査は、当該 援助に係るそのものの出納その他の 事務について行う。
 - (7) 指定金融機関等の監査は、当該金融機関が取り扱う公金の収納及び支払の事務について行う。
 - (8) 前各号に掲げるもの以外の監査及 び審査等は、そのつど委員が協議して 行う。

(実施の方法)

- 第6条 監査等は、別に定める説明書の提出を求め、関係職員等の説明を聴取し、 帳簿、設計書その他の関係書類及び工事 現場その他実物を調査する等の方法により行う。
- 2 前項の規定による説明書の提出要求、 説明聴取、調査等は、事務局長に命じて 行わせ、その報告により監査することが できる。
- 3 監査等を実施するにあたつては、原則 として対象機関に対し監査等の種別、期 日、実施場所等をあらかじめ通知するも

(8) (略)

(削る)

(削る)

のとする。

(実施基準)

第7条 監査等の実施に関する基準 は、 別に定める。

(監査計画)

- 第8条 監査等は、あらかじめ年間計画及 び個別計画を定めて行う。
- 2 年間計画は、監査等の実施時期、重点 事項及び方法につき年度開始前に定め る。
- 3 個別計画は、監査等の対象機関ごとに 予定期日、実施項目、重点事項及び提出 させる資料につき、着手前に作成する。 (実施の時期)
- 第9条 監査等の実施時期は、おおむね次 に掲げるとおりとする。
 - (1) 定期監査 毎年4月から翌年3月ま
 - (2) 例月出納検査 原則として毎月25 日
 - (3) 決算審査 受理した日から60日以 内
 - (4) 基金運用状況の審査 受理した日 から60日以内
 - (5) 健全化判断比率等の審査 受理し た日から60日以内
 - (6) 財政的援助団体等の監査 適宜
 - (7) 指定金融機関等の監査 適宜
 - (8) 請求又は要求による監査 受理し た日から7日以内に着手
 - (9) 請願による措置 10日以内に措置
 - (10) 行政監査 適宜
 - (11) 随時監査 適宜

(公表及び報告)

- 第10条 監査等の結果は、監査等の終了 第7条 監査等の結果は、監査等の終了後 後遅滞なく公表し、報告するものとす る。
- 2 (略)

(事務局長の専決)

第11条 (略)

(補則)

(実施基準等)

第6条 監査等の実施に関する基準等は、 別に定める。

(削る)

(削る)

(公表及び報告)

____公表し、報告するものとする。

2 (略)

(事務局長の専決)

第8条 (略)

(補則)

第12条 (略)	<u>第9条</u> (略)
	<u>附 則</u>
	この告示は、令和2年4月1日から施行す
	<u>る。</u>